

概要版

第3次 島田市男女共同参画 行動計画

～互いに尊重し、支えあう、心豊かな社会の実現を目指して～



計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、市では平成19年に「島田市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年の平成20年に「男女共同参画都市」を宣言しました。平成26年4月からは「第2次島田市男女共同参画行動計画」に基づき、市、市民、事業者及び市民団体が協働し、各種取組を展開してきましたが、固定的な性別役割分担意識や、長時間労働を前提とした働き方が維持されていることなどにより、実質的には男女の雇用機会等に不平等が生じているのが現状です。

このたび、第2次計画の期間終了に当たり、更に取組を推進するため、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）や国・県の計画、また市民意識調査等で明らかになった現状や課題を踏まえ、「第3次島田市男女共同参画行動計画」を策定しました。

基本目標

男女共同参画社会の実現

—互いに尊重し、支えあう、心豊かな社会の実現—

基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保
- (4) 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立
- (5) 国際的視野の下での男女共同参画
- (6) 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

計画期間

平成31年度から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。
ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

推進体制

- (1) 計画の推進体制の整備
 - ① 男女共同参画推進会議
 - ② 男女共同参画推進委員会
 - ③ 国・県等関係機関との連携
- (2) 市民参画による推進体制
 - ① 男女共同参画啓発推進員
 - ② 男女共同参画推進のためのネットワーク
- (3) 計画の進捗状況の点検・公表
 - ① 年度ごとの進捗状況、点検結果の公表





あらゆる分野における女性の活躍推進 島田市女性活躍推進計画

基本的施策

1

ワーク・ライフ・バランスの推進 【重点施策】

男女が共に、「仕事」と家庭や地域や個人の「生活」を両立できるよう、働き方改革への取組や子育てを支援する環境づくりを推進します。また女性の活躍推進のため、男性が主体的に家庭生活へ関わるよう男性への意識改革を促進します。

施策の方向性

(1)長時間労働の削減等働き方改革の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減やライフステージに応じた多様な働き方を推進します。

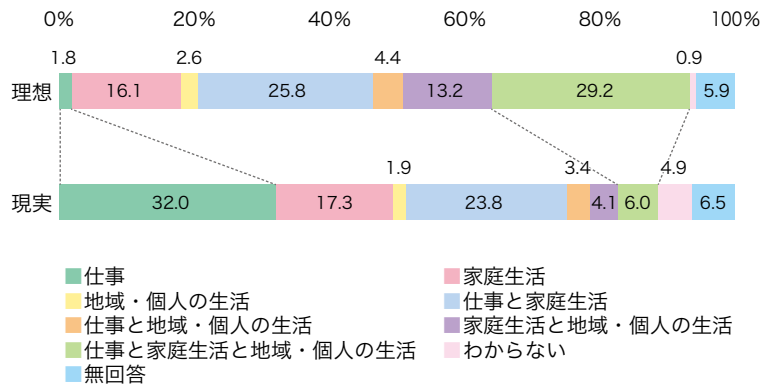
(2)男女が共に働きながら子育てができる体制、支援策の充実

男女が共に働きながら子育てができるよう、支援体制の充実を図ります。

(3)家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進

男性が家事、子育て、介護に主体的に関わり、責任を担うことができるよう学習機会を提供するほか、男性中心型労働慣行の意識改革につながる情報提供や啓発活動に努めます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について



資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

基本的施策

2

就労における女性の活躍推進 【重点施策】

働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう支援します。

また、就労における男女間の格差の改善やセクシュアル・ハラスメント等防止のための取組を推進します。

施策の方向性

(1)女性の就労支援や起業支援

女性が能力を十分に発揮できるよう、就労や起業への支援をします。

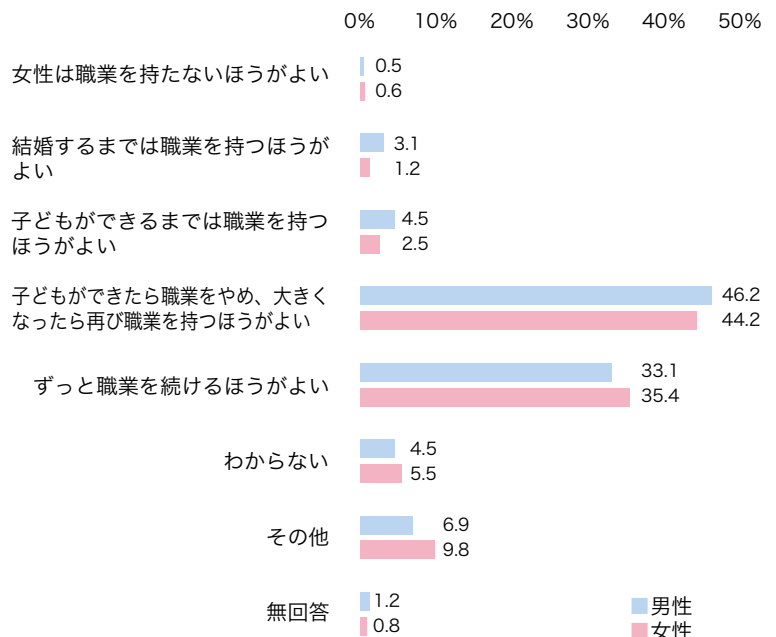
(2)男女の均等な雇用機会と待遇の確保対策の推進

男女の平等な雇用や労働条件を確保するための制度の周知や仕組みづくり、また、就労支援に取り組みます。

(3)セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けて、啓発や研修会の開催などによる防止対策を推進します。

女性が職業を持つことについて



資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

基本的施策

3

政策・方針決定過程への女性の参画拡大【重点施策】

女性は人口の約半分を占めていますが、指導的地位に女性が占める割合は低くなっています。指導的地位への女性の参画拡大のため、女性の登用促進や人材育成の学習機会の提供など取組を推進します。

施策の方向性

(1) 市政、審議会等への女性の積極的登用

市政に多様な意見を反映させるため、市が設置する審議会等への女性の登用を積極的に推進します。

(2) 職場における女性の積極的登用

市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、市職員への研修の充実や適正な人事評価により女性職員の管理職への登用を推進します。

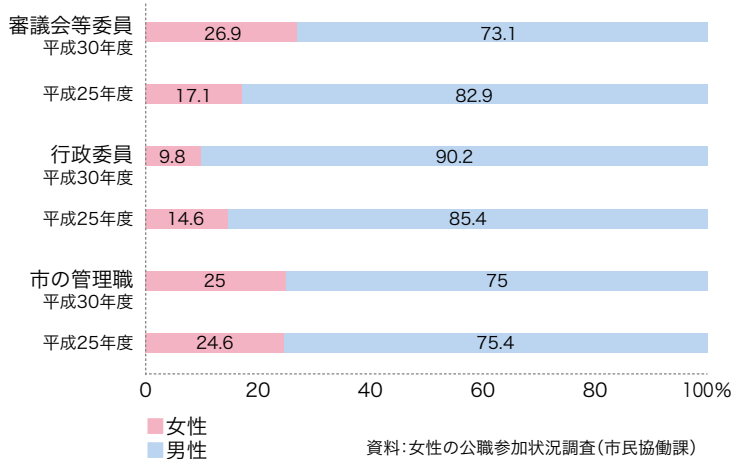
(3) 地域や各種団体における女性の参画促進

自治会組織やPTA等地域の各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、啓発事業を推進します。

(4) 女性の人材育成

女性が政策・方針決定過程へ参画し、それぞれの能力を発揮するため、人材の育成や発掘、講座の開催、情報の提供に努めます。

島田市の審議会等委員・行政委員・市の管理職に占める女性の割合



基本的施策

4

地域における男女共同参画の推進

人口減少が進む中、活力ある地域活動を持続させるには、男女が様々な活動を協力して行うことが必要です。地域活動に多様な意見を反映するため、男女双方に根強くある固定的な性別役割分担意識が解消されるよう取組を推進します。

施策の方向性

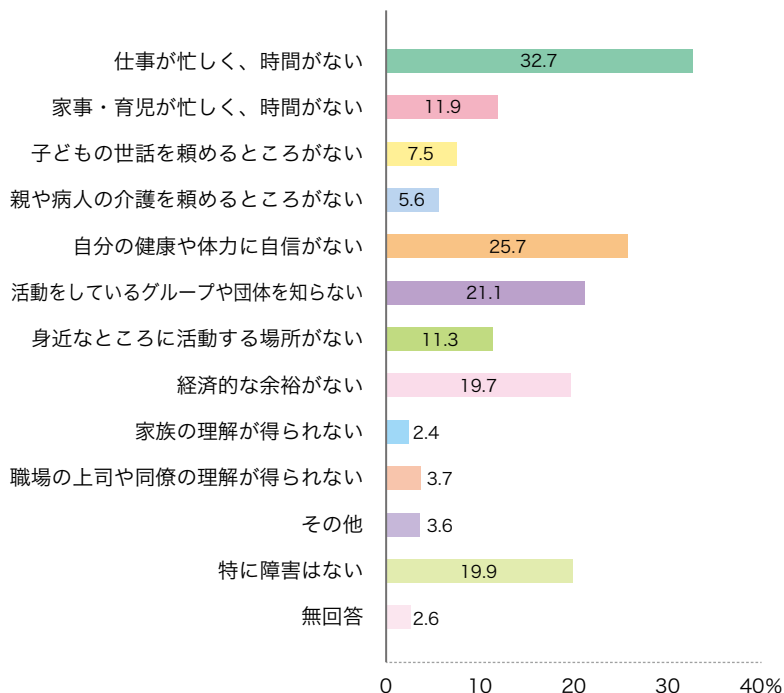
(1) 地域活動における男女共同参画の推進

地域の特定の活動が、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の組織や団体への啓発や支援を行います。

(2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進

男女共同参画の視点を持った防災活動の推進を図ります。

地域活動に参加しようとするとき障害になること



資料: 平成29年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査

II 安全・安心な暮らしの実現

基本的施策 5 生涯を通じた男女の健康支援

(1) ライフステージに応じた健康支援

男女それぞれのライフステージに応じて、心身の健康の保持・増進を図るための健康づくり支援事業を推進します。

(2) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

妊娠・出産といった女性の特性についての正しい知識・情報を提供するとともに、生命尊重、人権尊重の視点に立った教育の充実・啓発に努めます。

基本的施策 6 女性に対する暴力の根絶（島田市DV防止対策基本計画）

(1) 性に対する暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実、防止対策の推進

様々な機会を通じて、女性に対する暴力を許さない社会づくりのための啓発を推進するとともに、若い世代に向けた意識醸成を図ります。

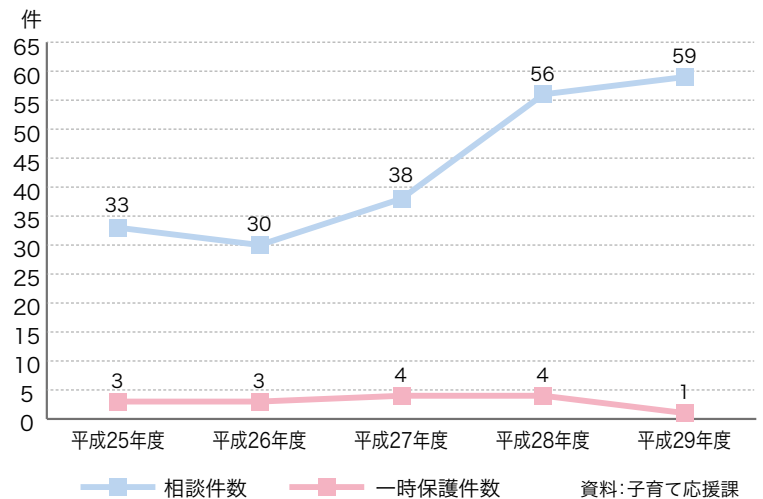
(2) 相談体制の充実

被害者が安心して相談することができるよう、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

(3) 被害者の安全保護と自立支援

関係機関と連携し、被害者の安全保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

島田市のDVの相談受付件数及び一時保護件数



基本的施策 7 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

(1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等へ生活の安定を図るための支援を行います。

(2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

性別、年齢、障害等にかかわらず、意欲や能力に応じて社会参加できるよう環境の整備を図ります。



Ⅲ

男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

基本的施策

8

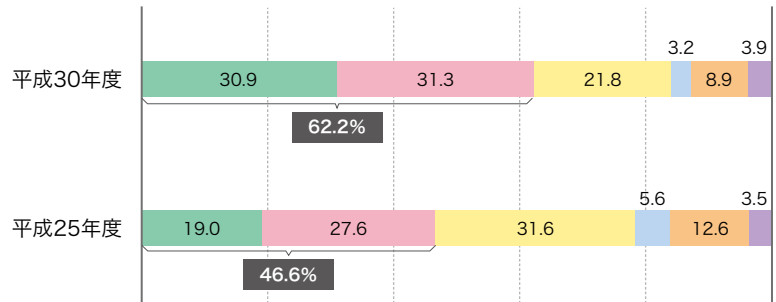
男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

施策の方向性

- 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供**
男女共同参画に関する調査や情報収集を行うとともに、市民にわかりやすい情報提供を行います。
- 男女共同参画社会の実現に向けた行政施策の展開**
社会制度や慣行の見直し、意識改革の推進のため、率先して男女共同参画の視点に立った施策を推進するほか、様々な機会を通じて普及・啓発活動を行います。
- 男性にとっての男女共同参画の理解の促進**
男性自身が固定的な性別役割分担意識を解消し、主体的に家庭生活や地域生活に関わるよう、情報提供や啓発活動を行います。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について

〈全体〉 反対 どちらかといえば反対 どちらかといえば賛成
賛成 わからない 無回答



資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

基本的施策

9

男女の人権を尊重する教育や学習の充実【重点施策】

施策の方向性

- 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実**
幼児期を含む教育現場において、発達段階に応じ男女の人権を尊重する教育・学習の充実に努めます。あわせて、教職員等に対する研修の充実を図ります。
- 家庭、地域、職場における男女の人権を尊重する啓発や学習機会の提供**
家庭、地域、職場において、男女の人権を尊重する啓発活動や、様々な機会を利用して学習機会の提供を行います。

基本的施策

10

男女共同参画に関する国際的な協調

- 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進**
男女共同参画に関する国際社会の情報の収集、提供を行うとともに、在住外国人に対し情報の提供や支援事業を推進します。
- 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進**
国際交流や国際理解教育を通じて、多様な文化や価値観について理解の促進を図ります。



計画の体系図

目 標 男女共同参画社会の実現—互いに尊重し、支えあう、心豊かな社会の実現—

基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保
- (4) 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立
- (5) 国際的視野の下での男女共同参画
- (6) 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

区 分

基本的施策

施策の方向性

I

あらゆる分野における女性の活躍推進

島田市
女性活躍
推進計画

1. ワーク・ライフ・バランスの推進
【重点施策】

- 1-(1) 長時間労働の削減等働き方改革の推進
- 1-(2) 男女が共に働きながら子育てできる体制、支援策の充実
- 1-(3) 家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進

2. 就労の場における女性の活躍推進
【重点施策】

- 2-(1) 女性の就労支援や企業支援
- 2-(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保対策の推進
- 2-(3) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

3. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
【重点施策】

- 3-(1) 市政、審議会等への女性の積極的登用
- 3-(2) 職場における女性の積極的登用
- 3-(3) 地域や各種団体における女性の参画促進
- 3-(4) 女性の人材育成

4. 地域における男女共同参画の推進

- 4-(1) 地域活動における男女共同参画の推進
- 4-(2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進

II

安全・安心な暮らしの実現

5. 生涯を通じた男女の健康支援

- 5-(1) ライフステージに応じた健康支援
- 5-(2) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

6. 女性に対する暴力の根絶

島田市 DV 防止対策基本計画

- 6-(1) 女性に対する暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実、防止対策の推進
- 6-(2) 相談体制の充実
- 6-(3) 被害者の安全保護と自立支援

7. 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- 7-(1) ひとり親家族等への支援
- 7-(2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

III

男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

8. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

- 8-(1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供
- 8-(2) 男女共同参画社会の実現に向けた行政施策の展開
- 8-(3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

9. 男女の人権を尊重する教育や学習の充実

- 9-(1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実
- 9-(2) 家庭、地域、職場における男女の人権を尊重する啓発や学習機会の提供

10. 男女共同参画社会に関する国際的な協調

- 10-(1) 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進
- 10-(2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進

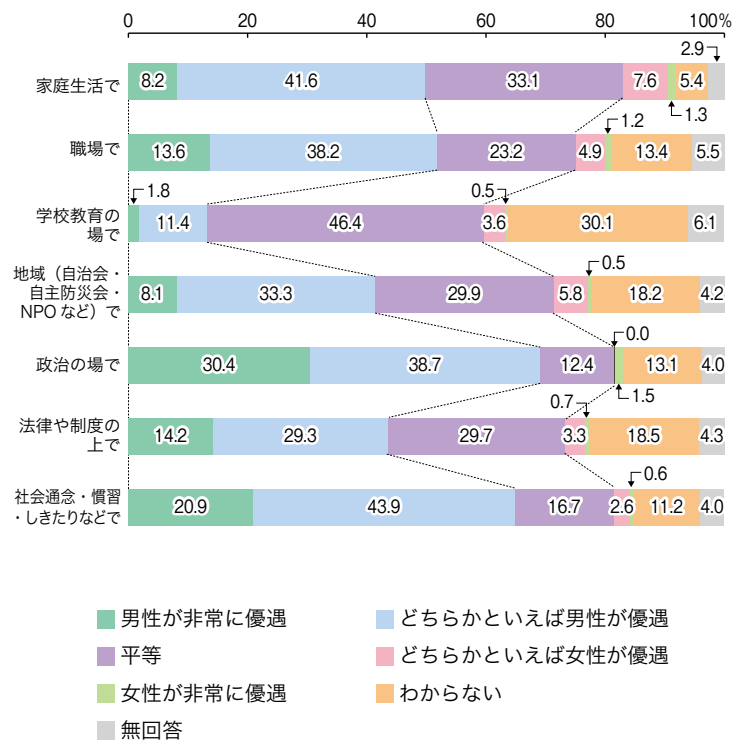
ジェンダー・ギャップ指数 主な国の順位

(男女格差報告 2018)

2018年	2017年	国名
1	1	アイスランド
2	3	ノルウェー
3	5	スウェーデン
12	11	フランス
14	12	ドイツ
15	15	イギリス
16	16	カナダ
51	49	アメリカ
70	82	イタリア
103	100	中国
110	114	日本
115	118	韓国

資料：内閣府男女共同参画局

各分野で男女が平等である と思う市民の割合



資料：平成30年度島田市総合計画市民意識調査

7月30日は 島田市男女共同参画の日

明治9年7月30日、浜松県公選民会代議人選挙において、現在の島田市横岡・島などで、女性が初めて投票しました。こうした歴史を踏まえ、島田市ではこの日を「男女共同参画の日」として定め、様々な啓発活動を実施しています。



島田市 男女共同参画都市宣言

(平成20年8月宣言)

みどり香る豊かなまち しまだ ここに住む私たちは、大井川の流れるようなちから強さ、清らかさをもって、一人ひとりが尊重しあい、共に高めあい、性別も世代も地域も関わりなく、恒久に平和で生きいきと暮らせるまちであるよう、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、互いの個性を尊重し、支えあおう
- 一、男女がともに家事・子育て、介護に協力しあおう
- 一、仕事と個人や家族の生活との調和をめざそう

島田市 地域生活部市民協働課

〒427-8501 島田市中央町1番の1
TEL：0547-36-7121 FAX：0547-37-8200

平成31年3月発行